

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 21 日

京都地方裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 東 知子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 9 時 30 分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 4 日 午後 1 時 00 分 場 所 京都地方裁判所第 5 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 21 日から当庁 2 階の物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9,300,000 7,440,000	一括	1,860,000	69,958	17,780
1	2,380,000				
2	6,920,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 京都市右京区太秦松本町 |
| | 地 番 | 5番118 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 50.44平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・公衆用道路 |
| 2 | 所 在 | 京都市右京区太秦松本町 5番地118 |
| | 家屋 番号 | 5番118の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 19.84平方メートル
2階 24.09平方メートル
3階 24.09平方メートル |



物件明細書

令和 8 年 8 月 7 日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 京都市右京区太秦松本町

地 番 5番118

地 目 宅地

地 積 50.44平方メートル

(現況)

地 目 宅地・公衆用道路

2 所 在 京都市右京区太秦松本町 5番地118

家屋 番号 5番118の2

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき3階建

床 面 積	1階	19.84平方メートル
	2階	24.09平方メートル
	3階	24.09平方メートル



令和 8 年 (ケ) 第 1 0 9 号
(物件 1、2)

令和 8 年 6 月 2 5 日受理

令和 8 年 8 月 5 日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 吹 田 洋 太 郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 京都市右京区太秦松本町 |
| | 地 番 | 5 番 1 1 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 50.44 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都市右京区太秦松本町 5 番地 1 1 8 |
| | 家屋 番号 | 5 番 1 1 8 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 19.84 平方メートル
2 階 24.09 平方メートル
3 階 24.09 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☒ 公衆用道路 (物件 1) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☒ 本土地の一部は公衆用道路として使用されている。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 「その他の事項」のとおり		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

その他の事項

- 1 本件建物の玄関扉付近に所有者の姓の表札が存在する。
- 2 本件土地
 - (1) 北側で建築基準法上の道路(私道)に等高に接している。
 - (2) 本件建物の敷地として利用されている。
ただし、本件土地の北側の一部(約7.2㎡)は上記私道の一部として利用されている。
 - (3) 各隣地との境界は判然としない。
 - (4) 西側隣地(地番5番119)上の建物の壁等の一部が、本件土地上に越境している可能性がある。
- 3 本件建物
 - (1) 経年劣化による汚れ等が見られた。
 - (2) 建物内で小型犬1匹が飼育されていた。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者(債務者)	1 本件建物は、私と私の家族が住居として使用しています。 本件建物は、誰にも貸していませんし、誰からも借りていません。 2 本件土地は北側を私道負担しています。 3 隣地所有者と境界等でトラブルになったことはありません。 西側隣地上の建物の壁等の一部が本件土地上に越境しているかどうかは知りません。 4 2階の排水が原因で1階の洋室の天井から水漏れがありましたが、修繕してから水漏れはありません。 5 2階の排水管は勾配がないために詰まりやすく、詰まると排水が溢れてくるので、年に1回排水管の清掃をしています。

(執行官の意見用)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、公図、地積測量図、建物図面、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物の玄関扉付近に所有者の姓の表札が存在する。
- 3 本件建物は、建物内に所有者以外の第三者の占有を示す物がなく、所有者が居宅として使用し、占有していることが認められる。
- 4 よって、関係人の陳述等及び本件物件の立入調査時の状況等から、2ページのとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 7月 2日 11:50 - 12:20	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影、所有者と面談及び照会書交付
8年 7月23日 15:45 - 16:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、占有調査、所有者と面談 評価人同行
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ	8-8	ハ	28-5	ニ	42-14	ホ	42-18	ヘ	42-21	②-4
ロ	水	三	42-13	四	42-15	五	42-19	六	42-3	



太秦松本町

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した言面である。

令和8年5月21日

東京法務局中野出張所

海軍

 $(1/2)$

登記年月日：昭和48年5月21日

01388

7-27

地積測量図

地番：東京都港区芝浦五丁目五番地



縮尺 1/200

これは図面に記載された土地の面積を算出したものである。
(東京都地方自治局地籍課地籍課長)
令和8年5月21日 東京地方法務局登記部

登記年月日：平成27年9月30日

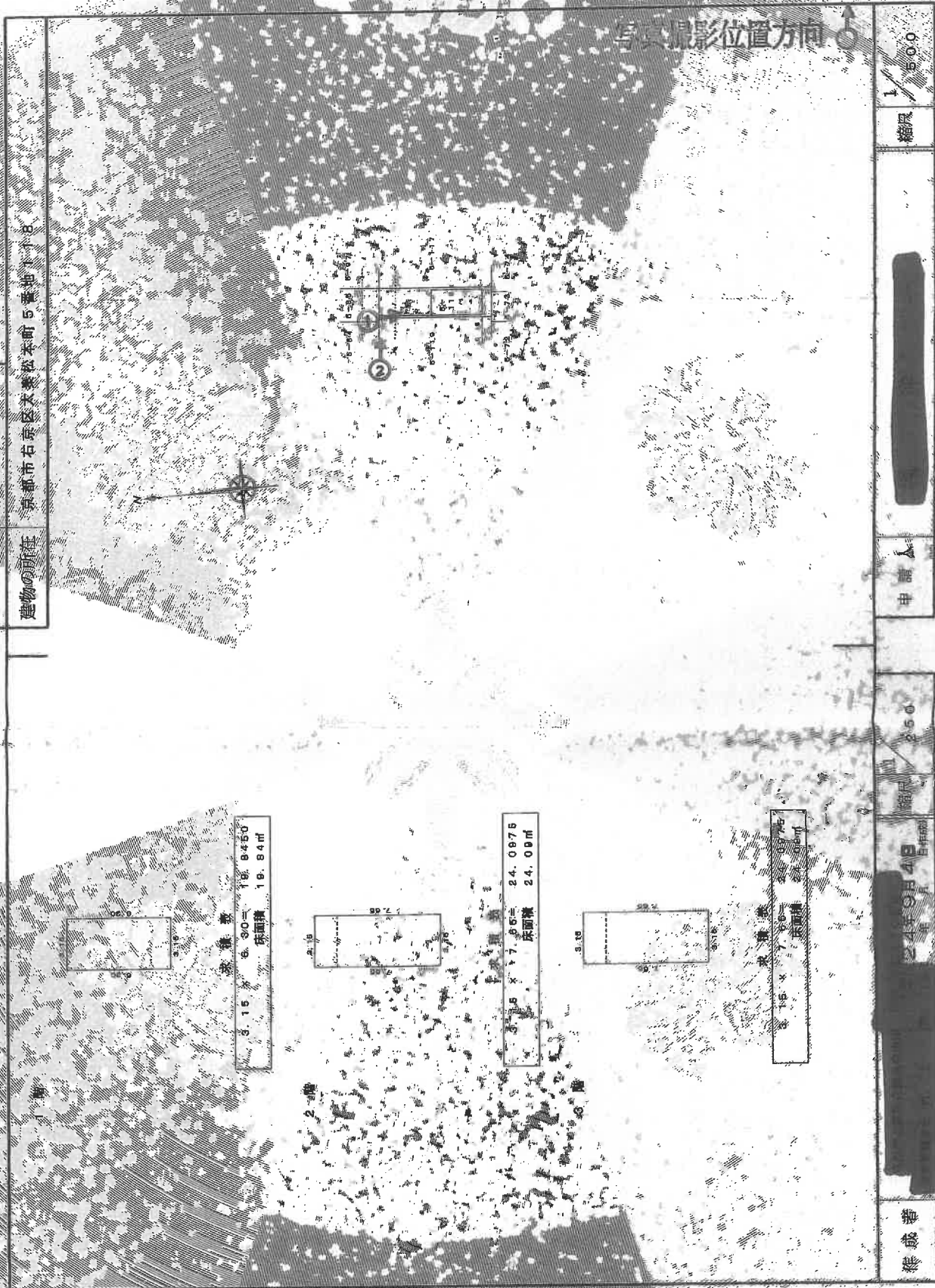
これは図面に記載された内容が登記簿に記録されていることを示す図面である。
(京都地方支務局 嵯峨出張所 所長 印)
令和8年5月21日 東京法務局 登記部 所長 印

建物図面
各階平面図

家屋番号 5番1118の2

建物の所在地

京都市右京区大宮松本町5番地1118



A4判に縮小

写真撮影位置方向

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/500

2025年4月

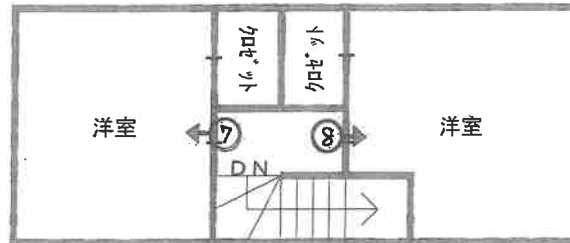
作成者

建 物 見 取 図

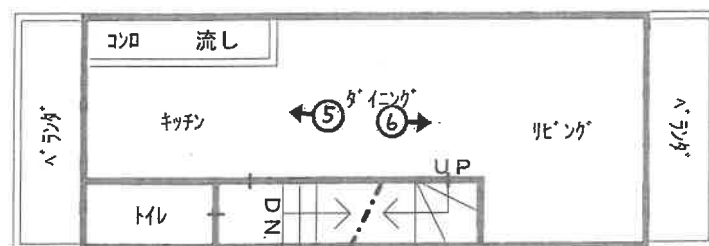
令和8年(ケ)第109号

(写真撮影位置方向 )

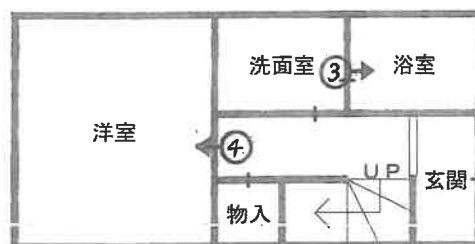
3 階



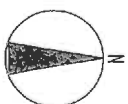
2 階



1 階



建物見取図は略図につき、実際とは異なる場合があります。





7



2



3



4



5



6



7



8

令和 8 年 (ケ) 第 109 号
令和 8 年 7 月 23 日 現 地 調 査
令和 8 年 7 月 27 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

吉 岡 和 潔

第1 評価額

一括価格			
金		9,300,000	円
内訳価格			
物件1（土地）	金	2,380,000	円
物件2（建物）	金	6,920,000	円

- 1 一括価格は、物件1・2各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」 宅地、公衆用道路
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特記事項		
	・物件1(土地)は、現地概測の結果、約7.2㎡(道路幅員約4mの半分である約2m×間口約3.6m)について道路負担しているものと把握した。 ・物件1(土地)西側隣地上の建物の壁等が、物件1(土地)上に越境している可能性がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位 置 ・ 交 通	京都市営地下鉄東西線「太秦天神川」駅の南西方・道路距離約 750 m (付属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種住居地域 60 % 200 % 準防火地域 15m第2種高度地区 山並み背景型建造物修景地区 遠景デザイン保全区域 居住誘導区域 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	間口 約3.6 m、奥行約 13.8 m の 概長方形地 但し、物件1(土地)北側の一部が前記のとおり公衆用道路として使用されている。 第 3、4 図のとおり	
接面道路の状況	北 側幅員 約 4 m の 私道 に 概ね等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 5号道路) (位置指定番号:昭和43年3月30日付第2058号)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガ 配 管: あり 下 水 道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・京都府マルチハザードマップ情報提供システムにおける水害ハザードマップ(洪水浸水想定区域)において浸水想定区域の記載がある。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	主である建物
	建築年月日（登記記載）： 平成24年9月3日 新築 経 過 年 数 ： 約 14 年 経済的残存耐用年数： 約 16 年
仕 様	構 造 ： 木造 屋 根 ： 合金メッキ鋼板ぶき 外 壁 ： ボード等 内 壁 ： クロス等 天 井 ： クロス等 床 ： フローリング等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： (付属資料「建物見取図」のとおり)
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・ 建築確認及び完了検査あり。 ・ 物件2(建物)内で犬が一匹飼育されているものの、異臭は感じなかった。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	209,000	0.85	50.44	0.95	8,510,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 京都右京 -16

公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $207,000 \times 102/100 \times 100/100 \times 100/101 = 209,000$

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位、二方路等 (1.00)

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/101 \times 100/100 \times 100/100 = 100/101$

イ 個別格差： 方位、道路負担等 (0.85)

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2	180,000	68.02	0.39	4,780,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 30 年、経過年数 14 年、経済的残存耐用年数 16 年、残価率 0.05
 の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = { 残価率 0.05 + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数 / 経済的全耐用年数 } × (1 - 観察減価 0.30)
 = 0.39

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	8,510,000	60%	法定地上権	5,110,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,510,000	-5,110,000		100%	70%	2,380,000
2	4,780,000	+5,110,000	100%	100%	70%	6,920,000
一 括 価 格 (合計)						9,300,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 修正の必要がない。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 地価公示標準地 (京都右京-16)

所 在 : 京都市右京区山ノ内荒木町15番37外

価 格 : 207,000 円/㎡

位 置 : 京都市営地下鉄東西線「太秦天神川」駅の 南東 方、道路距離約 690 m

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 102 ㎡

供給処理施設 : ガス、水道、下水 有

接 面 街 路 : 北方 4 m 私道、背面道

用 途 指 定 等 : 準工業地域 (建蔽率 60 %、容積率 200 %)

準防火地域

地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が多い既成住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 8 年度)

物件1(土地): 5,578,200 円

物件2(建物): 4,067,400 円

第7 付属資料の表示

1 目的物件の位置図

2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|--------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 京都市右京区太秦松本町 | | |
| | 地 番 | 5番118 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 50.44平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 京都市右京区太秦松本町 5番地118 | | |
| | 家屋 番号 | 5番118の2 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき3階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 19.84平方メートル | |
| | | 2階 | 24.09平方メートル | |
| | | 3階 | 24.09平方メートル | |



